

- マスクについて、医療機関への受診時や訪問時はマスクの着用が推奨されています。
- 医療機関における面会については
面会の重要性和院内感染対策の両方に留意し、患者及び面会者の交流の機会を可能な範囲で確保するよう各医療機関で検討をお願いします。
 - 地域における感染の拡大状況や入院患者の状況等のほか、患者及び面会者の体調等を総合的に考慮してください。

院内感染対策に留意しつつ面会を実施する流れ

1. 面会者への対応

- 体調や、直近の発熱患者等との接触歴を確認
- 必要な場合は、人数や時間に条件を設定
- 面会者のマスク着用や手指衛生を徹底

2. 面会場所の工夫（右図参照）

- 大部屋患者の場合はデイルーム等を面会場所とする
- 患者・面会者ともに常にマスクを装着
- 常時換気する

【面会のイメージ】



（出典）令和4年度院内感染対策講習会④
「新型コロナウイルス感染症に関する特別講習会」
（日本環境感染学会）
（下記QRコード参照）

3. その他

- 上記のような対応でも対面面会が困難な場合オンライン面会を実施
- 新型コロナ患者についても、状況に応じて、可能な範囲で、オンライン面会や、面会者に個人防護具の着用を指導した上での対面面会等の対応をご検討ください。

【参照】

- ① 令和4年度院内感染対策講習会「新型コロナウイルス感染症に関する特別講習会」『2. 感染対策』（HP中段『2. 感染拡大防止に関する事項』の中に動画と講義資料のリンクあり）（上記の工夫例は講義スライドp35）
- ② 事務連絡「医療施設等における感染拡大防止に留意した面会の事例について」（令和3年11月24日付事務連絡）別添：院内感染対策に留意した面会の事例



面会にあたって、現実的には、

- ① 誰が？（家族？友人？など）何人（人数）？
- ② 何分（時間）？
- ③ どこで（場所）？
- ④ どのように（マスク、換気、消毒、飲食の有無など）
- ⑤ 面会者の感染リスク（症状や行動歴）の評価
- ⑥ ①～⑤の管理方法

といった条件を設定することになると思います。「面会制限」「面会禁止」という言葉で曖昧に議論するのではなく、「**面会条件の設定**」という表現で具体的に各項目を決めていくことが重要ではないかと思います。またその際、「どういう面会が望ましいのか」ということは施設で議論し、感染対策担当者はそこで出た面会方法をどのような感染対策を取れば安全に行えるのかを助言する、と

本資料の内容は引用が指定されている部分を除き、作者の個人的な見解や意見を含みます。

いうように、役割分担を明確にすることが重要だと思います（感染対策担当者が、面会の在り方まで決めさせられている事例を見聞します）。

実際には⑥の**管理が徹底できればできるだけ、より柔軟な面会ができる**のではないかと考えます。

【面会条件の設定の一例：院内部署への指示】

- 面会にあたっては、下記の条件を遵守してください。
 - (1) 面会者の体調と、直近の発熱患者等との接触歴を確認すること
 - (2) 面会時の患者および面会者のマスク着用を徹底すること（飲食などはしないこと）
 - (3) なるべく換気が良い場所で面会すること
 - 面会人数、面会時間、面会場所
- 上記(1)～(3)が各所属で確認・管理できる範囲で、面会人数、面会時間、面会場所は各所属でご判断ください。現時点での病院としての目安は、面会人数は1～3人程度、面会時間は10～15分程度とします。可能であれば面会は病室でなく、デイルームなどをご利用ください。

（参考）

2023年4月18日 厚生労働省老健局高齢者支援課 高齢者施設等における感染対策等について¹⁶

2023年1月31日(火) 厚生労働省 【高齢者施設職員のみなさま向け】 with コロナで行う高齢者施設での面会について (<https://youtu.be/CV8dJauQ1BU>)

10.4 コロナ発生時の施設運用

(25) **【奈良県から回答】** 5/8日以降にコロナが発生した場合のデイサービスの営業について。

（ご回答）

今までどおりです。（基本的に感染経路や感染規模営業自粛されることを推奨しますが、不可能な場合は人数を絞って営業する等については自主判断にお任せします。）

10.5 施設内療養

(26) **【奈良県から回答】** 奈良県独自の考え方として、基本的に施設療養を推奨していた県の考え方に変化はあるのか

（ご回答）

変化はありません。ただし、5月8日以降は、原則として、他の疾病と同様に医療機関間で入院先を調整する運用に移行します。なお、当面の間、医療機関間で入院先の調整が困難となった場合には、県が医療機関と連携して入院を調整し、県民の皆様や、医療現場に混乱を生じさせず、生命・健康を守りながら、円滑な移行を行うと聞いています。

本資料の内容は引用が指定されている部分を除き、作者の個人的な見解や意見を含みます。

(27) 【奈良県から回答】施設内療養利用者の状態が急変した場合、現行では保健所を通じて入院調整をお願いしていました。5類になれば保健所の調整はなくなると思いますが、入院先が全く見つからない場合はどのように対応すれば良いか。

（ご回答）

5月8日以降は、原則として、他の疾病と同様に医療機関間で入院先を調整する運用に移行します。なお、当面の間、医療機関間で入院先の調整が困難となった場合には、県が医療機関と連携して入院を調整し、県民の皆様や、医療現場に混乱を生じさせず、生命・健康を守りながら、円滑な移行を行うと聞いています。

（参考）

2023年4月28日最終改正 2023年3月17日 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について¹⁸

「p.24～ 高齢者施設等における対応」

10.6 その他

(28) 【奈良県から回答】ガウンなどの衛生用品にかかる費用を入所者から徴収することは可能ですか。
(2023年5月8日追加)

（ご回答）

入所者の自己負担となる費用は介護保険法施行規則第79条に定められおり、衛生用品にかかる費用は対象外となります。

（参考）介護保険法施行規則第79条

一 食事の提供に要する費用

二 居住に要する費用

三 理美容代

四 その他指定施設サービス等（法第四十八条第一項に規定する指定施設サービス等をいう。以下同じ。）において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入所者に負担させることが適当と認められるもの

(29) 5類移行に向けて解除していいこと、引き続き気を付けた方がいいことについて知りたいです。

(30) 通所介護の事業所ですが、感染対策などの具体策をご教授願います。

(31) 施設、デイ等 今後の考え方＝感染対策を教えてください。宜しくお願い致します。

11 参考文献

1. 国立感染症研究所感染症疫学センター. 新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領（2021年11月29日版）. (<https://www.niid.go.jp/niid/ja/2019-ncov/2559-cfeir/10800-covid19-02.html>).
2. 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部. 2023年4月14日 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の療養期間の考え方等について（令和5年5月8日以降の取扱いに関する事前の情報提供）. (<https://www.mhlw.go.jp/content/001087453.pdf>).
3. 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部. 2022年9月7日 2022年9月13日最終改正 新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しについて. (<https://www.mhlw.go.jp/content/000989624.pdf>).
4. 東京都防災ホームページ 新型コロナウイルス感染症 モニタリング項目の分析（2023年4月28日公表）. (https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/_res/projects/default_project/_page/001/027/815/20230428_08.pdf).
5. UK Health Security Agency. SARS-CoV-2 variant of concern and variants under investigation in England. Technical briefing 51. 10 March 2023. (https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/1141754/variant-technical-briefing-51-10-march-2023.pdf).
6. 厚生労働省. 新型コロナウイルス感染症への対応について【第2報】（医療機関向けのリーフレット）. (<https://www.mhlw.go.jp/content/001088182.pdf>).
7. Center for Disease Control and Prevention. COVID-19 & IPC Overview. Updated Dec. 6, 2021. (<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/hcp/non-us-settings/overview/index.html>).
8. World Health Organization. Infection prevention and control in the context of coronavirus disease (COVID-19): a living guideline. 13 January 2023. (<https://www.who.int/publications/i/item/WHO-2019-nCoV-ipc-guideline-2023.1>).
9. 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部. 2023年4月11日最終改正 2023年3月17日 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について. (<https://www.mhlw.go.jp/content/001086594.pdf>).
10. 2023年4月4日 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う啓発資材について. (<https://www.mhlw.go.jp/content/001084071.pdf>).
11. 2022年12月22日 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）病原体検査の指針 第6版. (<https://www.mhlw.go.jp/content/001029252.pdf>).
12. 2021年10月28日 奈良県福祉医療部医療・介護保険局介護保険課「第6波に備えるための奈良県の高齢者施設におけるコロナ感染対策の要注意事例集」. (<https://www.pref.nara.jp/secure/256399/zireisyu.pdf>).
13. 新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について（厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ）. (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html).

本資料の内容は引用が指定されている部分を除き、作者の個人的な見解や意見を含みます。

14. 第98回（令和4年9月7日）新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード資料3-2-②.
(<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000987065.pdf>).
15. Chu VT, Schwartz NG, Donnelly MAP, et al. Comparison of Home Antigen Testing With RT-PCR and Viral Culture During the Course of SARS-CoV-2 Infection. JAMA Intern Med 2022;182(7):701-709. DOI: 10.1001/jamainternmed.2022.1827.
16. 厚生労働省老健局高齢者支援課. 高齢者施設等における感染対策等について.
(<https://www.mhlw.go.jp/content/001089956.pdf>).
17. 2023年2月10日 新型コロナウイルス感染症診療の手引き 第9.0版
(<https://www.mhlw.go.jp/content/000936655.pdf>) .
18. 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部. 2023年4月28日最終改正 2023年3月17日
新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的
内容について. (<https://www.mhlw.go.jp/content/001092968.pdf>).